

ほぼ毎週  
発行

# 労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.138

No.138 2018.9.25

## ■ 同一労働同一賃金部会第 2 報

前号では、成立した働き方改革関連法の内、パート有期法及び改正派遣法の内容を確認し、省令・指針・ガイドラインを定めていくための労働政策審議会同一労働同一賃金部会がスタートしたことを報じました。今号では、その部会の内容を報告します。

## ■ 8 月 30 日の同一労働同一賃金部会

8 月 30 日の部会では、まず、厚労省からパート有期法及び改正派遣法の国会の審議状況等について報告がありました。

その後、パート有期法部分について、同一労働同一賃金ガイドラインのたたき台の説明がありました。このガイドラインは、パート有期法の施行に当たって、いかなる待遇差が不合理となるかどうかを具体例として示したものとして施行が予定されているものです。2016 年 12 月 20 日に既に発表されている同一労働同一賃金ガイドライン案と内容はおおよそ同じですが、制定法、建議、参議院厚労委員会附帯決議や本年 6 月 1 日に出された長澤運輸事件最高裁判決を受けて修正・追記がされています。例えば、同一労働同一賃金の目的はパート有期労働者の待遇改善であるから、事業主が不合理な待遇差を解消するに当たって、労使で合意することなく正社員の待遇を引き下げることが望ましい対応とは言えない旨追記されています。

続いて、パート有期法では、事業主は労働者の求めに応じて待遇差の内容や理由の説明をする義

務が課せられましたが、事業主が説明する際の比較対象労働者について、パート有期労働者の職務内容、職務内容・配置変更の範囲等が最も近いと事業主が判断する正社員とする旨をパート有期指針に盛り込むことが提起されました。また、説明の内容や方法についても指針として盛り込む案も提示されました。事業主の説明義務は格差是正の実効性を図る上で重要な規定です。労働者が欲する情報が十分に得られるものとされなければなりません。

## ■ 9 月 10 日の同一労働同一賃金部会

9 月 10 日の部会では、派遣労働者に関する部分の同一労働同一賃金ガイドラインのたたき台及び派遣労働者について派遣先労働者との同一労働同一賃金規定を適用除外とできる労使協定の規定に関する省令案等が提示されました。

派遣労働者部分のガイドラインはパート有期労働者のガイドラインの内容をそのまま形式的に派遣労働者に置き換えたようなものとされています。

## ■ 今後の予定

同一労働同一賃金部会は、次回、10 月 2 日に引き続きガイドラインを始め、労働者派遣法関係について議論が行われる予定です。

日本労働弁護団は、引き続き部会の審議内容を注視し、意見を述べていきたいと考えています。

[発信元] 日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4 階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790